様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　6年　6月　28日

秋田県知事　殿

提出者

住　所　北秋田市綴子字上台121-2

氏　名　新東北メタル株式会社

代表取締役社長　秋山　昇一

電話番号　0186-62-2381

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新東北メタル株式会社
事業場の所在地	北秋田市綴子字上台121番2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鋳鋼製造業「2253」
②事業の規模	26億4千2百万円（令和5年度年商）
③従業員数	100人（令和5年度末時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ばいじん　⇒　埋め立て 安定型混合物　⇒　埋め立て 鉱さい　⇒　埋め立て 廃プラスチック類　⇒　焼却　⇒　埋め立て 木くず　⇒　破砕　⇒　焼却　⇒　埋め立て ⇒　破砕　⇒　再資源化

（日本工業規格　A列4番）

秋田県北秋田振興局福祉環境部
収受
-6.6.28
C・71-・・
第　号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

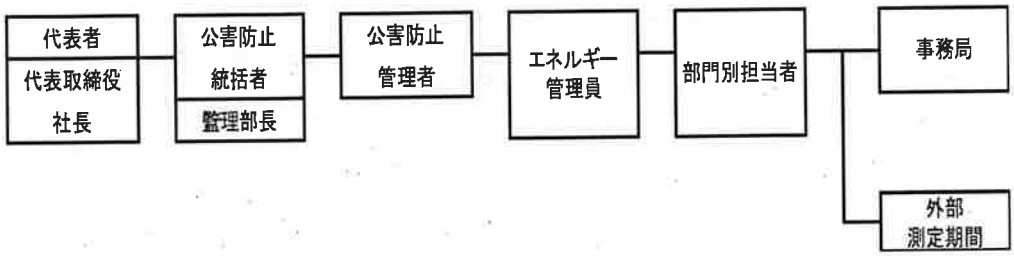

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項　【別紙のとおり】

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

（第２面別紙）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ばいじん	安定型混合物	鉱さい	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	木くず	
排出量	616.7 t	267.1 t	944.4 t	7.5 t	36.0 t	

（これまでに実施した取組）
・作業方法の効率化を図る。（全般）
・電気炉操業方法の改善。（鉱さい）
・クロマイトサンドの使用量削減、エコドラム導入。（ばいじん）
・プラスチックパレットの使用差し止め。（廃プラ）

②計画

【目標】（R5年度実績より22.7%減の生産計画となっている）

産業廃棄物の種類	ばいじん	安定型混合物	鉱さい	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	木くず	
排出量	477 t	206 t	730 t	8 t	25 t	

（今後実施する予定の取組）
・引き続き排出量抑制策及びリサイクル方法（ばいじん、鉱さい、安定型混合物、廃プラスチック）を調査する。
・鉱さいに混在している鉄成分が多めの塊を、資源として売却する。
・現在の取組をすべて継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鉱さい・ばいじん・安定型混合物（ガレキ類）・廃プラスチック・木くずを法令に則って徹底分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き、法令に則って分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	―　t	―　t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	―　t	―　t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	―　t	―　t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	―　　t	―　　t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	―　　t	―　　t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項　【別紙のとおり】

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組）			
※事務処理欄				

（第４・５面別紙）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ばいじん	安定型混合物	鉱さい	廃プラスチック類	木くず	
全処理委託量	616.7 t	267.1 t	944.4 t	7.5 t	36.0 t	
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	267.1 t	739.9 t	0 t	0 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	28 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	7.5 t	8 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	

（これまでに実施した取組）
・極力、優良認定処理業者に処分を委託している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ばいじん	安定型混合物	鉱さい	廃プラスチック類	木くず	
排出量	477 t	206 t	730 t	8 t	25 t	
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	206 t	569 t	0 t	0 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	19 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	8 t	6 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	

（今後実施する予定の取組）
・引き続き、可能な限り優良認定処理業者及び認定熱回収業者に委託する。

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。